

管理職の残業代 要点簡単まとめ (支給条件・規程など)



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

管理職の残業代 要点簡単まとめ

管理職の残業代について

- 管理監督者は、労働基準法第41条により原則として時間外労働の割増賃金対象外となります。
- 役職名に関わらず、現場の管理職など実態により管理監督者と判断されない場合は、残業代支給の対象となることもあります。

残業代支給の条件

- 一般社員と同様、実労働時間に対して時間外労働が発生する場合、労働基準法第37条により通常の割増賃金率1.25倍が適用されます。
- 支給対象となるかは、役職名ではなく実際の業務内容や責任範囲など、実態に合わせて決定する必要があります。

役職名があっても現場業務の遂行が主で、労働時間が厳密に管理されている場合は、残業代対象となるケースもあります。

管理職の残業代の規程

- 管理職の残業代の有無は、企業の就業規則や労働契約書で具体的に定めることが重要です。